

大磯町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年3月1日
大磯町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規程に基づき、大磯町農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 0.5ha（3年間の目標値（各年度））

【目標設定の考え方】

・遊休農地の解消面積以上に新規発生面積が大きいため、相対的に遊休農地面積は直近3年間では、平均13.1haの状況だが、直近2年間は平均にして年間2.25haの解消を達成している。まずは発生抑制に努めながら年間0.5haの削減を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

・農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、農地の適正な管理を所有者へ働き掛けるとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けや農地のあっせんに努め、遊休農地の解消を図る。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 30ha（3年後の目標値）

【目標設定の考え方】

・過去2年間の増加面積は9.62haであり、人・農地プランにおいては3地区においては、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計は3.5haである。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

・農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や農地中間管理事業等の貸し借り事業の啓発に努める。

・農地中間管理機構等の関係機関との連携を図り、農地の貸し手と借り手のマッチングを行なう。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 9人（3年間の目標値）

【目標設定の考え方】

- ・過去3年間の実績は年平均で4人であるが、年ごとに変動があるため、年間3人を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員会や農業支援ワンストップ相談窓口が、新規参入や法人参入の相談窓口になっていることを周知する。

- ・相談時には、関係機関と連携を図りながら、各種補助制度や有利な融資制度・研修制度等に関する情報提供を行ない、きめ細かい支援を実施する。

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規就農者等への農地のあっせん、助言、指導等の支援に努める。

4. その他

本指針の目標期間は令和8年3月31日とし、毎年度末に農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。